

# 気象に関する警報または特別警報が発令された場合について

警報または特別警報が発令された場合の対応は次のとおりとする。

1. 午前7時現在、町田市に暴風・大雨・暴風雪・大雪の警報または特別警報のいずれかが発令された場合は、自宅待機とする。
2. 午前10時30分までに警報が解除された場合、5時間目から授業を行う。ただし、午前10時30分の時点で解除されていない場合は自宅学習とする。
3. 警報が解除された場合でも、登校時に利用している交通機関が運休しているなど、登校が困難と判断した場合は無理をせず、学校に連絡を入れて自宅で学習する。
4. 始発から計画運休（JR、小田急線、京王線）が予定されている場合は1日自宅学習とする。

HPの更新については、遅れる場合もあります。